

## いじめ防止に関わる啓発紙の作成について

### 1. 前回作成の啓発紙について

第9回から第11回にかけて、保護者向けの啓発紙を協議・作成した。【別紙チラシ①】子どもたちの自己肯定感や自己有用感の向上を図るために、保護者自身の自己肯定感を向上させることが大切であることを伝える内容としている。

### 2. 今回の啓発紙について

前回作成した保護者向けのものから地域向けを加えることでより市全体でいじめの防止に向けての啓発ができる。

内容としては見守りなどの普段からできること、いじめの発見や子どもの様子が普段と違ったときの相談先。

### 3. 今後の啓発紙作成スケジュールについて

令和6年5月27日（月）	第17回米原市いじめ問題対策連絡協議会 啓発紙全体についての意見徴収
令和6年6月～令和7年2月	M-SIP 啓発紙（案）意見徴収等
令和7年3月（予定）	第18回米原市いじめ問題対策連絡協議会 啓発紙（案）の意見徴収（最終確認）
令和7年5月1日	任期満了（令和7年4月30日）に伴う委員委嘱
令和7年5月（予定）	第19回米原市いじめ問題対策連絡協議会 啓発紙完成版を報告
令和7年6月～7月	啓発紙を配布

※啓発紙（案）作成については、学校教育課および人権政策課など、関係課との協議を重ねて作成する。